

職員厚生会より 生命保険等加入の皆さまへ

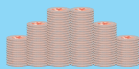
年末調整の 生命保険料控除について 考えてみよう



〈年末調整のしくみ〉

毎月の給与と賞与から源泉徴収により税金を納めていますが、これは概算の金額。年末調整では、その年の納めるべき税金を正しく計算して、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収または還付しています（下図）。所得控除額が多ければ、還付金も多くなります。

毎月の給与・賞与から
源泉徴収された税額



(給与・賞与の金額－所得控除^(※)額)
×税率

=



年末調整の還付金
(マイナスの場合は徴収されます。)

※年末調整に関係する所得控除：・給与所得控除・社会保険料控除・扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・所得金額調整控除
・特定親族特別控除・生命保険料控除・地震保険料控除 等

生命保険料控除には3つの種類があります。

- ①一般の生命保険料控除：死亡保険など一般的な生命保険の保険料の控除
- ②個人年金保険料控除：個人年金の保険料の控除
- ③介護医療保険料控除：平成24年1月以降に契約した医療保険、がん保険、介護保障保険等の保険料の控除

所得税と住民税の生命保険料控除

年末調整で生命保険料控除を申告すると、所得税とともに住民税も適用になります。

適用する生命保険料控除		【旧制度】と【新制度】での控除の限度額		
【新制度】のみ生命保険料控除を適用	一般生命保険料 個人年金保険料 介護医療保険料 の3種類	【新制度】に基づき算定した控除額		
		3種類受けた場合	2種類受けた場合	1種類受けた場合
		所得税⇒12万円 住民税⇒7万円	所得税⇒8万円 住民税⇒5.6万円	所得税⇒4万円 住民税⇒2.8万円
		*1 23歳未満の扶養親族があり、「一般生命保険料」控除を受ける場合		
		所得税⇒10万円		所得税⇒6万円
【旧制度】のみ生命保険料控除を適用	一般生命保険料 個人年金保険料 の2種類	【旧制度】に基づき算定した控除額		
		2種類受けた場合	1種類受けた場合	
		所得税⇒10万円 住民税⇒7万円	所得税⇒5万円 住民税⇒3.5万円	
【旧制度】と【新制度】の双方について生命保険料控除を適用		【新制度】に基づき算定した控除額と【旧制度】に基づき算定した控除額の合計額		
		各保険種類毎:所得税⇒4万円 (※*1に当てはまる場合は6万円)		住民税⇒2.8万円
		新 旧 全 体:所得税⇒12万円		住民税⇒7万円

令和8年度 税制改正
23歳未満の扶養親族がある場合、「一般生命保険料」控除の限度額が6万円に拡充されます。*1

令和8年度 税制改正
23歳未満の扶養親族がある場合、「一般生命保険料」控除の限度額が6万円に拡充されます。*1

全体の適用限度額は変更ありません。

※この表は、控除の限度額についてまとめたものです。どの算定方法が適切なかは保険の種類、保険料、特例の有無などにより異なりますので、ご自身で確認してください。
※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。
※制度内容等詳細は、パンフレットをご覧ください。

団体生命保険のような配当金がある場合は？

保険料総額（年間払込保険料等）－ 配当金 ＝ 正味払込保険料 で計算します。

★例 【団体生命保険(基本型) 本人：30歳・男性 死亡保険金2,000万円の場合】

(記載の年齢は保険年齢です。)

a 年間払込 保険料	b 令和7年度 配当金額(約47.7%)	正味払込 保険料(a-b)	控除額		軽減される税額*3		
			所得税*1	住民税*2	c 所得税	d 住民税	合計 (c+d)
21,120円	10,075円	11,045円	11,045円	11,045円	2,209円	1,105円	3,314円

*1 所得税(新制度)：年間正味払込保険料20,000円以下の場合、控除金額は全額

*2 住民税(新制度)：年間正味払込保険料12,000円以下の場合、控除金額は全額

*3 所得税率：20%、

住民税額：神奈川県・横浜市の所得割約10%で計算

年間払込保険料
21,120円

－ 配当金
10,075円

－ 軽減される税額
3,314円

＝ 実質年間保険料
7,731円

このように、生命保険料を支払った場合、申告すると税負担が軽減されます。
税率は所得金額により異なりますので、各自ご確認ください！

※配当金は今後変動することがありますので将来のお支払を約束するものではありません。※団体生命保険（基本型）は1年ごとに収支計算を行い剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。※なお、配当金は引受保険会社のお支払時期の前年度決算及び、引受金額によって決定されます。※配当率はお支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払する配当金額は現時点では確定していません。※団体生命保険（三大疾病型）には配当金はありません。

厚生会で加入している保険の【新・旧制度の区分】【控除の種類】について

厚生会で加入している保険	制度区分	控除の種類
団体生命保険【基本型】・【三大疾病型（主契約部分）】	新・旧	一般 生命保険料の控除
団体生命保険【三大疾病型（7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約部分）】	新・旧	介護医療 保険料の控除
医療保障（ベーシックプラン）の平成24年1月以降の契約	新・旧	介護医療 保険料の控除
積立年金保険（一般型）	新・旧	一般 生命保険料の控除
積立年金保険（個人年金型）	新・旧	個人年金 保険料の控除

厚生会の積立年金保険は、加入年度に関わらず全て「旧」制度です。

厚生会で加入している保険の年末調整の申告について

システム申告の方

庶務事務システム
教職員庶務事務システム(学校所属の方)
市大所属の方 (R8より)

… その年の生命保険料等のデータがあらかじめ反映されます。
一部入力が必要な項目があります。
控除証明書の添付は不要です。(一般生命保険で一部必要な場合もあります。)

システム出力申告用紙の方

医療局の病院関係者の方
学校所属の会計年度任用職員・休職等の方

… 申告書に印字されます。控除証明書の添付は不要です。
(一般生命保険で一部必要な場合もあります。)

上記以外の方

会計年度任用職員・休職等の方(学校所属以外)

… 紙の控除証明書が発行されます。

※年末調整については、所属の労務主管課へお問い合わせください。

厚生会の保険なら … 年末調整も楽々♪

2月募集

団体生命保険 Web
医療保障

7～8月募集

積立年金保険 Web

随時

一般生命保険(団体扱)

Web … Web申込可能

まだ加入されていない方は
ぜひご検討ください！

※税務の取扱いについては、税制改正により、今後変更となることがあります。
※制度内容等詳細はパンフレットをご覧ください。